

外国為替証拠金取引説明書 改訂事項

旧	改訂事項
<p>第1章 1-1. 外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>(6) 顧客から預託を受けた証拠金は、上記カバー取引相手方、および次の金融機関において当社の自己資金とは分別して管理しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 株式会社三井住友銀行 ② イーバンク銀行株式会社 ③ 株式会社新銀行東京 ④ 株式会社ジャパンネット銀行 ⑤ 株式会社みずほ銀行 ⑥ 株式会社千葉銀行 ⑦ 株式会社ゆうちょ銀行 	<p>第1章 1-1. 外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>(6) 顧客から預託を受けた証拠金は、上記カバー取引相手方、および次の金融機関において当社の自己資金とは分別して管理しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 株式会社三井住友銀行 ② イーバンク銀行株式会社 ③ 株式会社ジャパンネット銀行 ④ 株式会社みずほ銀行 ⑤ 株式会社ゆうちょ銀行 <p style="text-align: right;">平成20年8月29日改訂</p>
<p>第3章 3-1. 分別管理について</p> <p>当社では、お客様が安心できる環境でお取引いただけるよう、お客様からお預かりした証拠金等の資金と当社の固有財産とを明確に区別して新銀行東京に信託する『信託保全』スキームを行っております。</p> <p>万が一、当社が破綻した場合、新銀行東京に信託されたお客様の資産は保全されます。受託信託銀行が破綻した場合でも、信託法により、信託銀行保有の財産から切り離して取り扱われるため、信託財産として保全されます。</p>	<p>第3章 3-1. 分別管理について</p> <p>当社では、お客様がより安心できる環境でお取引いただけるよう、お客様からお預かりした証拠金等の資金と、当社の固有財産とを明確に区分しており、お客様の資産は、当局に届出している金融機関の預金口座、三井住友銀行への金銭信託、及び、カバー先銀行にて分別管理をしております。金銭信託されたお客様の資産は万が一、当社が破綻した場合であっても保全され、受託銀行が破綻した場合でも信託法により、受託銀行固有の財産から切り離して取り扱われるため、信託財産として保全されます。</p> <p style="text-align: right;">平成20年8月29日改訂</p>
<p>第3章 3-3. 当社の概要【主取引銀行】</p> <p>三井住友銀行 イーバンク銀行 新銀行東京</p>	<p>第3章 3-3. 当社の概要【主取引銀行】</p> <p>三井住友銀行 イーバンク銀行</p> <p style="text-align: right;">平成20年8月29日改訂</p>